

主月税連

税理士法改正を含め、今後も青年らしく
正論を追求していく

July.15.2012 No. **162**

全国青年税理士連盟

東京都渋谷区千駄ヶ谷5-21-12 代々木リビン401
Tel 03(3354)4162 Fax 03(3354)4095

151
152
153
154
155
156
157
158
159
160
161
162
163
164
165

Content

会長退任挨拶 P.3~5

この一年間を振り返って 会長 市木 雅之

法対情報 P.6~8

法対部より活動報告 法対策部部长 福島 重典

各部長一年間を振り返って P.8~11

秋季シンポジウム (24.11.10/横浜) へのお誘い P.11

千葉大会のご案内 P.11~12

千葉大会実行委員長挨拶



全国大会実行委員長
石井 文夫

皆さんこんにちは。第45回全国大会は2004年以来8年ぶりに千葉で開催されます。

今回は、2012年8月4日(土)にディズニーリゾートにありますシェラトン・グランデ・トーキョーベイ・ホテルで行いますので、皆さんご家族でご参加いただきディズニーリゾートで夢の世界を楽しんで下さい。

また、宿泊もシェラトン・グランデ・トーキョーベイ・ホテルに泊まれるよう手配しておりますが、部屋数に限りがありますので宿泊の案内が届きましたらお早めの申し込みをお願いいたします。

なお、浦安は液状化現象によりかなりの被害が出ておりますが、千葉県や浦安市が復興に向けて修復を行っております。まだまだ完全には復旧していませんが、ディズニーリゾート周辺はほぼ修復が完了しておりますので、皆さんご家族で楽しんでいただけることと思います。

さて大会の基調講演には、Make a wish of Japan 事務局長の大野寿子様にお越し頂き『夢に向かって一緒に走ろう』～難病の子供たちから学んだこと～をテーマに講演を行っていただきます。大野寿子様は難病とたたかっている子供たちの夢をかなえ、生きる力や病氣と闘う勇気を持ってもらいたいと願って難病の子供たちと向き合ってきた方であり、今回の講演で「子供たちには夢を 我々税理士には新しい未来を」持っていただきたく講演をお願いしました。

総会は皆様に貴重な意見をいただける重要な場であると考えておりますので、総会においては全国青税のより良い発展のため多くの意見をいただき未来に向かえる素晴らしい総会になればと思っております。

ディズニーリゾートで楽しいひとときをお過ごし下さい。

会 長 退 任 挨 拶

この一年間を振り返って

会 長 市 木 雅 之

1. はじめに

全国青年税理士連盟会員のみなさまにおかれましては、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。平素は、全青活動に深いご理解とご協力を賜り、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

昨年8月に神戸の地で会長に就任して以来、早くも1年が経とうとしており、退任の挨拶を書かせていただく時期となりました。執行部のみなさまを中心に、ご協力いただき、これまで全力で取り組んできたものの、一年前に思い描いたそのすべてが達成できたとは到底言えないと思っておりますので、この状況で次期にバトンを渡すことに少なからず心残りに感じるところはあります。

しかし、ここでひとつの区切りとなりますので、この一年間取り組んできた事業の詳細については総会議案書にてご報告させていただきますが、主な事業とそれに対する思いを書かせていただければと思います。

2. 税理士法の改正について

税理士法改正については、17項目からなる税理士法改正(案)をベースに昨年6月から日税連と国税庁等との勉強会がスタートしましたが、勉強会内部での

検討内容や議論の方向性については本稿執筆時点まで公表されませんでした。そのため、税理士法改正に対してどのように行動すれば良いのか、その対応に苦慮した一年間でした。

全青としての次期改正に向けての方向性は、一昨年3月に提出した『税理士法改正に関するPTによるタタキ台』に対する意見書が基本となりますが、この思いが達成されるのかを見届けることなく退任の日を迎えようとしていることに、忸怩たる思いがします。



17項目にはその重要度においてかなり開きのある項目が混在していますが、17項目をベースとするならば今回の改正のキモは「資格取得にメスを入れられるか否か」にあることは言うまでもありません。隣接職種の試験制度が変更されたあとの最初の税理士法改正であるからこそ、今回の改正の意味は大きく、ここで手当てされなければ将来

の改正で手当てすることは困難であると思っています。

税理士制度が納税者の信頼に応えるためには、税理士という職業集団がある一定水準以上の資質を有した者の集団として用意しておく必要があります。そのためには資質の検証が正確になされることが必須であり、税理士法第6条の規定を待つまでもなくそのことを目的としているのが税理士試験であることから、資格の入り口において本来的には全ての税理士が共通の試験をクリアしていることが好ましいことは言うまでもありません。

海外に目を移すとTPPへの参加や日中韓FTAの合意が紙面をにぎわせています。これらが日本の税理士制度に与える影響についても今後注視し検討されるべきかと思えます。検討に際して重要なポイントは、海外で税務サービスを営んでいる者が日本で活動出来るようになるのか、その場合の資質の検証方法はどのように確保されるのか、納税者の権利は十分に擁護され得るのかといった視点のほか、自らの関与先を含めた中小企業に与える影響も検討の柱として据えておく必要があるでしょう。

これら国内及び海外の状況を踏まえながら次期の改正は行われねばならないところ、次期税

理士法改正については、来年の通常国会での法案上程を目標にしていると聞き及んでいます。

納税者にとって、税理士にとって、そしてこれから税理士を目指そうとする次代の税理士にとって魅力ある税理士制度となることを願ってやみません。

3. 納税者権利憲章の制定見送りについて

昨年10月に「納税者権利憲章見送り」との新聞記事でこの事実を知りました。それまでの間、納税者権利憲章の制定とそれと同時に整備されようとしていた税務調査関連手続きについて、問題点を含んでいるものの、全青としてはこの憲章をより納税者の立場に立った実効性のあるものにするように修正すべき点を要望書にまとめて提出してきました。

しかし納税者権利憲章が見送られると、課税庁側の権限、特に税務調査権限が強化される部分だけが残ることになることから、一度ご破算にして廃案を求める要望書を提出するとともに、TCフォーラムによる国会内集会にも参加して意見を申し述べてきました。今回の国税通則法改正にあたっては、税務調査関連手続きについて「従来の取り扱いを単に法文化しただけ」との説明の下に改正が行われましたが、例えば「帳簿書類等の提示・提出（罰則付）」に代表されるように、そもそも納税者が「協力」している対応を、さも当然であるかのごとく「法制化」するなど、従来の取り扱いを超える負担を納税者に強いる内容を含んでいます。このような調査関連手続きで本当に納税者の

権利を擁護出来るのか、危惧を感じずにはおれません。

改正国税通則法の調査関連手続きについて、その適用は来年1月に実施される調査から適用がありますが、今後の運用次第では国税通則法の改正を粘り強く訴えていく必要があると思います。

4. 税制改正について

今年度は例年以上の時間を割いて法対策部及び理事会で税制改正に関する議論をし、重点要望項目として「納税者権利憲章の制定」「税務調査における適正な手続き規定の確立」「消費税率の安易な引き上げに対する反対」の3項目を含む全48項目に及ぶ「平成25年度 税制改正に関する要望書」を提出しました。

特に消費税についてはその逆進性もさることながら「転嫁が保証されていない」ことに問題点を多くはらんでいます。大企業に比して価格決定力の弱い中小企業にとっては、消費税率引き上げが行われた際に税率アップ分を価格に転嫁できない可能性が高く、消費税アップはそのまま「値引き」していることにならざるを得ず、まさに死活問題

になります。「2015年には10%」との報道もされているなかで、歳入歳出の見直しや合理化は当然のことですが「消費税率アップをする前に、まずすることがある」の中には、これら消費税の持つ宿命の解決も不可欠となります。

5. 韓国税務士考試会との勉強会及び総会出席について

韓国税務士考試会との勉強会はオープン形式となって2回目となりました。9月に「日韓の税理士事務所の現状」をテーマにソウル市で開催され、私も国際部のみなさんとともに講師をさせていただきました。私は日本の税理士事務所の業務について説明させていただきましたが、興味が高かったせいか質疑が途切れることはなく、当初予定していた時間を延長して対応しました。これには近畿青年税理士連盟大阪支部が支部旅行としてご参加いただき、懇親会まで多数の出席をいただきました。

また、11月には総会が釜山市で行われたことからこれに出席し、挨拶をさせていただきました。このときは現地滞在時間が



理事会前に実施している常務理事会の風景



大槌町での法律相談を行ったメンバー

わずか24時間程度のタイトなスケジュールでしたが、夜遅くまで韓国税務士考試会のみなさんと懇親をさせていただきました。楽しいひと時でした。

韓国税務士考試会とは今後も発展的な友好が築いていけることを願っています。

また、一昨年計画されていたドイツ研修旅行が、アイスランドの噴火のため直前に中止となってしまいました。韓国以外にも税理士制度を持つ国とも交流等をしていければと思いますし、それが出来るのは全青だけではないでしょうか。

6. 東日本大震災の被災者支援について

昨年発生した東日本大震災は原発事故も含めて甚大な被害を及ぼしており、一日も早い復旧・復興が望まれているところです。これに対して、全青としても長期的な体制での支援活動を行っていく必要があるため、特別委員会を設置して対応にあたってきました。昨年6月に片山前会長らとともに被災地視察として石巻市を訪れて以来、この復旧のために全青会長だからというわけではなく、一税理士と

して、一日本人として何が出来るのかを自問した一年間だったのではないかと思います。

3月上旬には大槌町での法律相談会場にて税務相談を行うほか、仮設住宅と仮設店舗を戸別訪問させていただきました。被災者の方と直接お話し、何が足りていないのかを感じた気がします。

そして、5月の松島理事会の際に南三陸町を訪れ、多くの理事会メンバーに被災地の現状を見てもらいました。都市部では既に復旧したと感ぜられるところも多いですが、沿岸部に目を移すと瓦礫の山や、基礎を残して建物がなくなっている光景、塩害で作付けが出来ていない田が目に入ります。被災地をニュースや新聞等で見聞きするのと、実際にその場に立って空気に触れるのでは感じる印象に雲泥の差があります。この場に多くの理事会メンバーにご同行いただけたことで、今後の支援体制の構築のために認識の共有が出来たものと信じています。

また、人を出すことも重要ですが、復興財源の問題も含めて意見表明していけることはいないのか、今後も引き続き検討する

必要があろうかと思えます。

7. 結びにあたり

私は平成12年に税理士登録をしてすぐに東京青税に入会しましたので、私にとって青税は税理士人生とともにあったといえます。そして今年度、全青会長という注目され責任のある立場に立たせていただき、プレッシャーを感じると同時に多くの方から支えていただいていることを改めて実感しました。多くの方に「市木さんが会長だから」と協力していただいたり「一年間がんばって」と声をかけていただいたり、その友情を実感できたことが、何ものにも換え難い財産だと思っています。

全青として活動していくなかで、一人では何も出来ず、執行部を始め多くみなさまに協力していただく必要がありますが、幸いにも多くの方にお支えいただくことが出来ました。自分は一人ではない、と改めて感じさせていただきました。私を会長として一年間ご協力いただいた執行部及び理事のみなさま、そしてあらゆる場面で暖かい声をかけていただき事業をご支援いただいた会員のみなさまに対しまして、心から感謝申し上げます。

間もなく産声を上げる次期執行部もまた新たな情熱を持ってスタートすることになります。最後になりましたが、次期執行部に対しましても、倍旧のご支援を賜りますことをお願い申し上げます。退任の挨拶とさせていただきます。

一年間ありがとうございました。

法対策部より活動報告

法対策部部长 福島重典 (近畿)



1. はじめに

本年度の法対策部には、税制対策委員会(田村委員長)、納税環境整備委員会(沖本委員長)、税理士制度対策委員会(池田委員長)の3委員会を設置し、全国青税の活動目的である「国民のための税理士制度の確立」、国民のための租税制度の改善」のため、当連盟としての意見を取りまとめ、関係機関へ提言等を行ってきました。これらの提出した意見書や要望書等については、意見を周知するべくホームページに掲載しております。

この在任期間中における法対策部所掌事項の主なトピックとしては、納税環境整備に関連する事項として納税者権利憲章の制定等を見送った国税通則法改正となったこと、税理士法改正に関連する事項として「税理士法改正に関する意見(案)」に基づき、日税連、国税庁及び財務省主税局との税理士法に関する勉強会での議論が本格化したこと、また、隣接資格業団体による税理士法改正への反対署名運動が展開されたことがあります。

本年度の法対策部の活動は、このような制度問題に関わる諸問題を注視するとともに、意見書や要望書等の作成、提出を主として行ってきましたので、ここで、提出に至った経緯や当連盟の主張の要旨、当時及び現在における状況等につき私見を交

えて述べさせていただきます。なお、この原稿執筆は6月初旬であり、任期である8月4日の定時総会までの間に新たな動きがあるかもしれませんが、その際はご容赦願います。

2. 納税環境整備について

(1) 納税者権利憲章の制定等国税通則法の改正について

平成23年度税制改正大綱や平成23年1月25日国会提出の改正法案は、理由附記の実施や更正の請求期間の延長など、部分的には良い方向での改正もありましたが、全体として納税者主権を基礎とする納税環境整備の考え方とは相反する内容となっていたため、当連盟としては見直しの必要性がある旨を日税連宛「平成24年度税制改正に関する要望書」等で訴えてきました。

政府は、平成23年度税制改正法案を分離し、この納税者権利憲章の制定等国税通則法の抜本改正については積み残し項目として継続審議をしていたところ、第3次補正予算関連法案と併せて納税者権利憲章の制定等、納税者の権利を強化する改正を見送り、逆に税務調査における帳簿書類等の物件の提示・提出や、提出された物件の留置き規定など、納税者に対する義務を強化する条項は残すこととする国税通則法修正法案を平成23年10月28日に国会に提出

し、その後成立となりました。

当連盟は、この法案について、政府に対する国民の期待と信頼を反故にする「改悪」法案で、一旦、廃案にすべきであり、納税者主権の確立の観点から改めて納税者権利憲章の制定を強く求めるとの立場から反対意見表明書を急遽作成するとともに、要望書を日税連に提出することとしました。この納税者権利憲章の制定については、本年度とりまとめた平成25年度税制改正に関する要望書の重点要望項目としても採り上げており、今後引き続き、適正な手続規定の確立と関連して早期制定を求めていく必要があると考えます。

(2) 改正後の国税通則法(税務調査手続等関係)について

平成23年度税制改正において審議されてきた国税通則法の抜本改正は、結局「経済社会の構造の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」として、平成23年11月30日に成立しました。これにより平成25年1月1日以後、事前通知、是認通知、調査結果の説明、再調査、納税者等から提出された物件の留置き、帳簿書類等の「提示」「提出」など、税務調査手続が部分的に法定化されるとともに全ての処分の理由附記が実施されることになりました。

この件につき、本年3月23日の日税連理事会傍聴にて、国税庁では、平成25年1月からの施

行に向けて、法令解釈通達の策定などを検討しているところであり、日税連として不明な点等を整理すべく、関連分掌機関に意見提出を求め、一括して国税庁へ照会する予定であるとの情報を得たため、当連盟としても急ぎ対応することとしました。

当連盟は、納税者主権の適正な手続保障規定の確立をすべきとの観点から、任意調査においては例外なく事前通知を行うこととすること、事前通知の際には調査の理由も併せ通知とすること、反面調査の原則禁止を明文化すること、提示・提出・留置きを求めることができることとする規定を削除すること、調査終了時に修正申告等の勧奨を行うことができることとする規定を削除すること等につき、本来は法律による改正を求めるのが基本スタンスです。しかし、一旦は法律として成立した以上、当面は可能な限り運用面で不明確な部分や納税者に不利な部分は手当てがなされるべきであるとの観点から要望書を取りまとめ、国税庁、日税連に提出しました。

(3) 国税の不服申立手続きについて

平成23年度税制改正大綱において、国税の不服申立手続の見直しについては、内閣府の行政救済制度検討チームの方向性を踏まえて検討を行う必要があるとしていることから、その動向を注視していました。

そうした中、この検討チームの論点を中間的に整理した「行政不服申立制度の改革方針に関する論点整理(第2版)」が平成23年8月12日に公表され、これに対する意見募集が内閣府に



日税連執行部との懇談における一コマ

より行われました。そこで、当連盟としては納税者主権の観点から、権利救済制度の多様性を図り、救済を得るための負担を極力軽減するよう配慮された制度でなければならないとのスタンスから、検討チームが打ち出している異議申し立ての廃止と審査請求への一本化ではなく、現行の異議申し立て、審査請求を経た後でなければ提訴できないという「不服申立前置主義の強制」を廃止し、納税者の選択制とすべきであるとの意見を提出しました。

また、同年11月1日には「行政不服申立制度の改革方針に関する論点整理(第3版)」が公表され、年内のチーム取りまとめの公表に向けて必要に応じワーキンググループを開催し、関係府省等に対してヒアリングを行う方針が示されたため、過去において関係団体としてヒアリングを受けた日税連に対し、当連盟と意見の相違がある項目を中心に意見書を提出しました。

国税不服審判所は、公平性の観点から、国税庁から独立した第三者機関とすることが重要であり、それとともに審判官が任期終了後に国税庁に戻る人事を止めることが改革の第一歩です。この国税の不服申立手続きを含

む行政不服申立制度の改革については、できる限り早期に、法所管省を中心に法制化作業を進めるとのことであるため、今後も引き続き政府の動向を注視する必要があるものと考えます。

3. 税理士法改正について

(1) 税理士法制定の経緯について

税理士法改正については、非公開で行われている日税連と国税庁及び財務省主税局との勉強会での議論に委ねられており、当連盟としては法改正に関連する情報収集に努めました。

そうした中、インターネット上のフリー百科辞典であるウィキペディア(Wikipedia)の税理士のページに、税理士法制定の経緯として、意図的に税理士資格を公認会計士などと比較して貶めたような根拠不明の不適切な記述がされており、多くのWEBサイトの税理士を説明するページでそのまま引用されているとの情報を入手しました。また、隣接資格業の政治団体の広報誌においても、税理士法改正に関連する記事において税理士制度制定の経緯を同様の不適切な表現で示したものが掲載されていたため、その根拠を確認すべく日税連に対し税理士法

制定の経緯についての見解照会を行ないました。

その後、当連盟は、シャープ勧告や昭和26年3月31日の衆議院議員大蔵委員会の税理士法制定の提案理由こそが税理士法制定の経緯を歴史的、客観的に説明するのに適切であるとの見解のもと、記述の訂正を行っております。

制度についての議論は、その制度の歴史を正確に理解した上でされなければならない、今後もあるべき法改正への妨げになるような問題については、アンテナを張って対応していく必要があるものと考えます。

(2) 隣接資格業団体による税理士法改正案反対活動について

以前より税理士法改正に反対する隣接資格業団体は、機関紙等でその主張を展開するとともに、反対意見の表明をしていますが、本年度は政治的な活動を本格化してくるであろうとの予想のもと、その情報収集に努めてきました。

そうした中、平成23年8月12日より反対署名運動を開始したとの情報を得たため、その署名用紙に記載された税理士法改正反対理由を検討し、当連盟

としての見解を取りまとめるとともに、日税連に対し断固とした対応をとるよう要望書を提出しました。

日税連は、反論等をするなど、この問題を正面から取り上げることはせず、大人としての対応をとるとのことでありましたが、その団体の主張には、申告納税制度や税理士制度の基本を理解せずに、既得権益の擁護を本旨とするものが示されており、税理士として断じて看過することができない内容でした。そこで、当連盟として、この団体に対し税理士法改正案反対活動に対する意見書を提出することとしました。

今後も税理士法改正に関しては、平成25年度改正に向けて関係者等による様々な政治的動きが活発化してくるものと思われまます。当連盟としてはどのような状況であったとしても、青年らしく、正論を追及し行動していくべきであると考えます。

4. おわりに

全国青税は全国各地域にある9つの単位青税の集まりであり、実際に顔を合わせて議論するのが距離的に困難であるにも

かかわらず、本年度は法対策部として7回の部会やミーティングを開催することができました。その中で特に時間をかけて議論した税制改正に関する要望書については、各単位青税や諸団体の要望書を入念に検討するとともに、理事会においても複数回にわたる審議を経て完成させることができました。その過程における議論の蓄積は、全国青税としての一つの財産になったのではないかと思います。

他にも環太平洋経済連携(TPP)協定への参加問題や、社会保障・税一体改革関連法案の動向、マイナンバー(社会保障・税番号制度)の導入や歳入庁の設置問題など、税理士に関わる諸問題は山積しており、今まで以上に深度ある議論と積極的な活動が重要になってくるものと思われまます。

最後になりますが、一緒になって法対策部を支えてくれた各委員長、部員のみなさま、そして理事のみなさまに対して厚く御礼申し上げますとともに、今後とも法対策部の活動に対してご支援ご協力のほどよろしく願います。

一年間を振り返って

各部報告

組織部

部長 小林直樹
(岐阜)



2年目の組織部長を拝命してから、早いもので1年が経過しました。

就任時の挨拶では、組織部の役割として、「各単位青税の会員増加による組織の地盤強化」と「未加入の単位青税への働きか

けによる組織の拡充」の2点を書かせて頂きました。

1点目の「各単位青税の会員増加による組織の地盤強化」については、1月の東京理事会の午前中に組織会議を開催させて頂きました。各単位青税の代表と組織担当者の方に参加頂き、それぞれの単位青税における組織拡大の取り組みについて

情報交換を行いました。他の単位青税の取り組みについては参考となる部分が多く、とても充実した会議になったと思っております。

2点目の「未加入の単位青税への働きかけによる組織の拡充」については、残念ながら新たな単位青税を増やすことはできませんでした。2年間、組織部長

を務めさせて頂きましたが、全国青税の活動を盛り上げていくためには、組織の拡充がどうしても必要だと実感しております。組織部長としては退任となりますが、今後は一会員として全国青税の組織拡充に協力していきたいと思っております。1年間どうもありがとうございました。

国際部

部長 水野 誠
(名古屋)



皆様に退任のご挨拶の原稿を書く時期となり、いよいよ任期が終わることを実感してきました。

さて、国際部にとって最も重要な仕事である韓国税務士考試会との交流ですが、自由参加の形式としては初めてとなる韓国の地での日韓共同の勉強会開催、そして韓国税務士考試会の総会への参加を執り行いました。特に9月のソウル勉強会で

は、100人は越えるであろう考試会会員の皆様の質疑にお答えするという講師の大役を、市木会長のお力を借りながら国際部としてやり遂げた事が、思い出すと今でも緊張してくるくらい印象に残っています。また、青税からも有志で大勢の皆様が、勉強会を盛り上げるためにソウルまで駆けつけていただけたことは感謝しても足りないくらいに心強く感じました。

さらに、昨年末にわかに騒がれたTPPについても、既に日本に先駆けてアメリカ、ヨーロッパとFTAを締結している韓国の最新状況を聞くことが、国際交流を長年続ける青税の強みであり、交流の成果を発揮できるものと実感しています。

皆様のご協力でやっと乗り越えている状況ではありますが、すぐに次年度勉強会が9月15日に大阪において予定されています。次年度の行事ではありますが、ぜひ多数の皆様のご参加をお願いいたしまして、退任のご挨拶に代えさせていただきます。一年間ありがとうございました！

経理部

部長 小山 栄一
(東京)



「全国青税の経理部長をやってくれないか！」こんな言葉をいただいてから早一年。

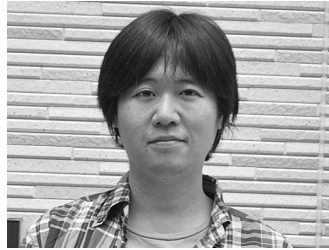
引継ぎは受けたものの、試行錯誤手探り状態からのスタートでした。全国青税の金庫番などという大役を、自分は務められるのかと不安を抱えながらも、事業計画案に従って会長や各部

各委員会が活動を始めて行きます。それらにかかった経費立替分のご請求を頂いたら、一日も早くお振込み手続きをするよう努力して参りました。今回はこの経理部からの目線で全国青税の活動を見ることが出来ました。中でも会長の多忙な働きっぷりには頭が下る思いです。ま

た、事務局の件数費、運営費の管理や会費請求、総会用の議案書作成などと、今までに経験の無いことを沢山する事ができたのは、自分にとって大きな収穫となりました。気分は無償の顧客が1件増えたような...そんな感覚もありました。後はこの一年で常務理事同士での結末が深まったのも実感しております。そして無事にこの一年間の終わりを迎える事が出来ましたのも、偏にいろいろとご協力頂きました会員の皆様のお蔭だと、深く感謝しております。どうもありがとうございました。

広報部

部長 泉 昌宏
(埼玉)



広報部長を拝命してから、あっという間に一年が経ちました。年3回の広報誌「青税連」を無事皆様の元へお届けできるようにと、緊張感を持って臨んだ一年でした。原稿執筆にご協力いただいた皆様、格拉チェック

にご協力いただいた部員の皆様に、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。本当にありがとうございました。

ホームページをチェックされている方はお気づきかと思いますが、田中紀彰ホームページ運

営委員長が最新情報を素早くホームページにアップして下さっていました。広報誌ではできないタイムリーな情報提供を行っていただき、大変感謝しております。今後も全国青税の活動状況を発信している広報誌とホームページをより多くの方にチェックしてもらえるとうれしい限りです。一年間どうもありがとうございました。

総務部

部長 坂本和穂
(近畿)



総務部長を務めさせていただきました、近畿青税の坂本和穂です。全国青税での要職は初めてのことでしたので、何から何まで分からないことだらけで、理事や会員のみなさまに多大なご迷惑をおかけしたであろうことをお詫び申し上げますとともに、この1年間のご理解ご協力に対し、この場をお借りしまし

て厚く御礼申し上げます。

青税に入会させていただいて8年が過ぎますが、その間、近畿青税大阪支部で総務部長、近畿青税で総務部長、そして全国青税でも総務部長をさせていただくなど、入会時には思ってもみませんでした。わたしもいよいよ総務部長職の免許皆伝、とまではいかななくても、これまでの

経験を活かして、これからは「趣味は総務部長です、議案書作成を少々嗜みます」くらいは言っていきたいと思っています。

わたし自身の青税でのキャリアは終わりに近づいていますが、青税で活動した時間にわたしは愛着と誇りを持っていますし、これからの若い方たちが青税をさらに発展していただければ、これ以上の喜びはありません。今後の青税にますますの期待を持ちつつ、退任させていただきます。いろいろお世話になりました。ありがとうございます。

厚生部

部長 西藤友美子
(千葉)



厚生部長をお引き受けしたものの、あまり理事会に参加することができず、申し訳なく思っております。

しかし！全青の厚生部はここ

からが本番！千葉大会を大成功させることが最大のミッションです。

石井実行委員長を中心に、盛りだくさんの懇親会を企画して

おります。

ご家族連れで、震災から復興した東京ディズニーリゾートも見にいらっしゃいませんか？

お待ちしております。

研究部

部長 大沼 はるみ
(神奈川)



次の秋季シンポジウムは、新横浜プリンスホテルで、11月10日(土)に開催されます。研究部は、神奈川青税の実行委員会を中心に、昨年9月より、みなさまをお迎えすべく着々と準備を進

めております。

今回の秋季シンポジウムの内容は、有償独占無償独占についてを近畿青税 VS. 千葉青税、年末調整制度の是非についてを岐阜青税 VS. 埼玉青税、判例につ

秋季シンポジウム

平成24年11月10日(土)

新横浜プリンスホテル

いてを東京青税 VS. 名古屋青税の組み合わせでの単位青税対抗ディベート大会です。興味深いテーマでもあり、丁々発止の論戦が繰り広げられることと思います。

みなさまのお越しをお待ちしております！

千葉大会スケジュール

平成24年8月4日(土) シェラトン・グランデ・トーキョーベイ・ホテル

12:30	受付開始
13:00~14:30	第一部 基調講演
14:45~17:15	第二部 第45回 定時総会
17:30~19:30	第三部 懇親会

基調講演



テーマ：『夢に向かって一緒に走ろう』

～難病の子ども達から学んだこと～

大野 寿子氏 make a wish of Japan 事務局長

おおのひさこ ●1994年、メイク・ア・ウィッシュの活動に出会い、“押しかけるようにして”メイク・ア・ウィッシュ オブ ジャパンに参加。以後、スタッフの中心として活動を続け、現在は事務局長を務める。1951年、香川県生まれ。上智大学卒業。在学中は劇団四季付属の演劇研究所で芝居に明け暮れる。卒業後、商社マンと結婚。87年4人の子どもとともに海外赴任するも、91年に離婚をして帰国。その後すぐに友人のブティックに勤務。94年に再婚。同年、メイク・ア・ウィッシュに出会う。

あとがき

今回は、現執行部による1年間のまとめのコメントを中心に送りました。

広報部長を拝命してから早いもので1年となります。今号が

私の編集する最後の広報誌となります。皆様のおかげで何とか任務を全うすることができました。どうもありがとうございました。

それでは8月4日の千葉大会でお会いしましょう。(泉)

全国青年税理士連盟

第45回

千葉大会

子供たちには夢を！
我々税理士には
新しい未来を！！



! CHECK

会場のある舞浜駅まで
は東京駅から20分です

! CHECK

チーバくんもよろしくネ



チーバくん
千葉県に住む不思議ないきもの。
好奇心旺盛でいろいろなことに挑戦
するのが大好き。
未知のものに立ち向かうときほど勇
気と情熱がわき、からだも赤く輝く。
食いしん坊でいたずら好きな面も。



千葉県PRマスコットキャラクター
「チーバくん」



2012年8月4日(土)

シェラトン・グランデ・トーキョーベイ・ホテル